

納める方法

自動車を新規に取得したとき又は所有権移転の登録等のときに、申告書を提出し、納めます。

障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のとき申請することにより自動車取得税が減免されます。

取得価額が300万円（特別改造費用を除く。）を超える場合は300万円に税率を乗じた額を限度として減免されます。

申請場所

- 高知運輸支局県税駐在
高知市大津乙 1879-1 ☎ 088-866-3705
- 全国軽自動車協会連合会高知事務所
高知市長浜 3106-3 ☎ 088-842-4311

市町村への交付

県に納付された自動車取得税の66.5%は、市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村に交付されます。

自動車税

（令和元年10月1日～、自動車税（種別割）に名称変更）

納める人

自動車を所有している人です。（軽自動車、オートバイなどを除く。）ただし、割賦販売契約（ローン）により購入した場合で、所有権がまだ売主（販売会社、ディーラー等）にある場合は、買主である使用者になります。

年度途中の名義変更や、引越して他県ナンバーへ変更した場合、その年度分は4月1日現在の所有者に1年分課税されます。新しい所有者には翌年度分から課税されます。

申告と納税

1. 申告

自動車を購入したり、譲り受けた場合等には、運輸支局で必要な手続きを行い、自動車税の申告書を提出してください。

2. 納税

4月1日現在に自動車を所有している人は、5月中旬に県税事務所から送付される納税通知書により、5月31日（令和元年度）までに納めてください。

ただし、新規登録の場合は、登録のときに運輸支局の県税の窓口で納めてください。

令和元年度の自動車税の納期限は5月31日です。

納める額

自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています。(自動車税のグリーン化の対象となる場合は、変わります。詳しくは次ページをご覧ください。)

乗用車	総排気量	年税額	
		自家用	営業用
	1,000cc以下	29,500円	7,500円
	1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	8,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	9,500円
	2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	13,800円
	2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	15,700円
	3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	17,900円
	3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	20,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	23,600円
	4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	27,200円
	6,000cc超	111,000円	40,700円

トラックで 最大乗車定員が4人以上 (1t以下のもの)	総排気量	年税額	
		自家用	営業用
	1,000cc以下	13,200円	10,200円
	1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円
	1,500cc超	16,000円	12,800円

トラック (主なもの)	最大積載量	年税額	
		自家用	営業用
	1t以下	8,000円	6,500円
	1t超 2t以下	11,500円	9,000円
	2t超 3t以下	16,000円	12,000円
	3t超 4t以下	20,500円	15,000円
	4t超 5t以下	25,500円	18,500円

キャンピング車 (自家用)	総排気量	年税額
1,000cc超 1,500cc以下	27,600円	
1,500cc超 2,000cc以下	31,600円	
2,000cc超 2,500cc以下	36,000円	
2,500cc超 3,000cc以下	40,800円	
3,000cc超 3,500cc以下	46,400円	
3,500cc超 4,000cc以下	53,200円	
4,000cc超 4,500cc以下	61,200円	
4,500cc超 6,000cc以下	70,400円	
6,000cc超	88,800円	

身体障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、4月1日から納期限までに申請することにより自動車税が減免されます。

新たに自動車を登録した場合も、登録の際に手続きが必要です。

年税額45,000円(重課対象自動車は、51,700円)を限度として減免されます。

自動車税の「グリーン化」について

地球環境を保護する観点から、排出ガスや燃費性能が一定の基準を満たした「環境負荷の小さい」自動車に対する自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した「環境負荷の大きい」自動車に対しては、税額を重くする「自動車税のグリーン化」が実施されていますが、その内容は以下のとおりです。

1 環境負荷の「小さい」自動車に対する税額の軽減措置

新車新規登録の時期	軽減対象となる年度	軽減対象車	軽減内容
平成30年度 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)	令和元年度	電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 令和2年度燃費基準（+30%）達成車+平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	概ね75%軽減
		令和2年度燃費基準（+10%）達成車+平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	概ね50%軽減
令和元年度 (平成31年4月1日～令和元年9月30日)	令和2年度	電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 令和2年度燃費基準（+30%）達成車+平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	概ね75%軽減
		令和2年度燃費基準（+10%）達成車+平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	概ね50%軽減

2 環境負荷の「大きい」自動車に対する税額の割増措置

対象となる自動車	ディーゼル車 ……平成31年4月1日現在で新車新規登録後11年を超えるもの(平成20年3月31日までに新車新規登録を行った自動車)
	ガソリン車、LPG車 ……平成31年4月1日現在で新車新規登録後13年を超えるもの(平成18年3月31日までに新車新規登録を行った自動車)
割増率	税額を概ね15%の割増（バス、トラックについては概ね10%のまま据え置き）
対象外となる自動車	①一般乗合用バス②被けん引自動車③電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車

納税証明書

— 車検（構造変更含む）を受けるときに、
自動車税納税証明書が必要となる場合があります。 —

継続検査又は構造等変更検査（車検）時における自動車税の納税情報を電子確認できる制度ができましたが、納付後すぐに車検を受けるときなどは電子確認ができないため、納税証明書（納税通知書の右端部分）が必要となる場合があります。

納税証明書は大切に保管しましょう。